



NEWS RELEASE

令和5年7月26日

お客様各位

山形信用金庫

相続手続き統一化に向けた山形県内金融機関の取り組みについて

山形信用金庫（理事長 山口 盛雄）は、山形県内の金融機関（※）とともに、相続手続きの統一化を進めていくこととし、その取り組みのひとつとして、下記の通り令和5年8月1日（火）より相続手続き時にお客さまから提出いただく各種書類を統一いたします。

引き続き、お客さまの利便性を向上させるため、手続きの統一化を進めてまいります。

（※）山形信用金庫、米沢信用金庫、鶴岡信用金庫、新庄信用金庫、山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行

記

1. 目的

ご相続のお手続き時に提出いただく書類を統一することで、手続きをわかりやすく簡潔にするものです。

2. ご提出いただく書類については、別紙をご覧ください。

3. 実施日

令和5年8月1日（火）お手続き分から

4. 本件に対するお問い合わせ

山形信用金庫 事務管理部 TEL 023-632-2161（代表）

以上

【ご提出いただく書類】

◇ 「遺言書」がある場合の必要書類

遺言執行者の指定がある場合
1. 遺言書 (1) 自筆証書遺言の場合 家庭裁判所の検認のある遺言書原本または遺言書情報証明書 書 (2) 公正証書遺言謄本または正本
2. 遺言執行者の印鑑証明書
3. 被相続人の戸籍（除籍）謄本
4. 遺言執行者の選任に関する審判書謄本または遺言執行者選任証明書 (家庭裁判所で選任された場合)
遺言執行者の指定がない場合
1. 遺言書 (1) 自筆証書遺言の場合 家庭裁判所の検認のある遺言書原本または遺言書情報証明書 書 (2) 公正証書遺言謄本または正本
2. 受遺者の印鑑証明書
3. 被相続人の戸籍（除籍）謄本

◇ 「遺産分割協議書」がある場合の必要書類

「協議」に基づく場合
1. 遺産分割協議書
2. 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本
3. 相続人の戸籍謄（抄）本
4. 相続人全員の印鑑証明書
家庭裁判所による「調停」の場合
1. 調停書謄本または正本
2. 承継する相続人の印鑑証明書
家庭裁判所による「審判」の場合
1. 審判書謄本とその確定証明書
2. 承継する相続人の印鑑証明書

◇ 「共同相続」の場合の必要書類

1. 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本
2. 相続人全員の戸籍謄（抄）本
3. 相続人全員の印鑑証明書